

電子申請を利用して保育所等を申込まれる方へ

申請時に就労証明書等のアップロードが必要なため、必要書類をご用意の上で申請してください。

※必要書類は選択する保育の必要性（保育を必要とする理由）によって異なります。

※保育の必要性は、ひとり親家庭を除き両親それぞれについて確認しています（祖父母等は不要）。

※年度途中の転所申込の場合で既に市に提出しているものと変更がない場合は提出を省略することができます。

※様式は旭川市のホームページに掲載しています（該当する年度のページからダウンロードしてください）。

被雇用者（自営業）の方場合

書類に**不備がないか**事前にご確認ください。
 ※不備がある場合受付することができません

画像又はファイルの
アップロードが必要

- <よくある不備の例>
- ・保護者の氏名と生年月日が記載されていない。
 - ・旭川市長宛ではない。
 - ・右上に証明日（空欄）、証明者の記載がない。
 - ・申請日から3か月以内に証明されていない。
 - ・雇用期間の無期又は有期にチェックがない、期間が記載されていない。
 - ・固定就労又は変則就労の就労時間（月間又は週間）が記載されていない。
 - ・修正ペン（テープ）、消えるボールペンが使用されている。

※被雇用者は職場から証明されたものをご用意ください。

※自営業（非法人）の方はご自身で就労証明書を記載し、添付書類（開業届、確定申告書、営業許可証、保育所等利用に係る状況確認願のいずれか）をご用意ください。

※画像又はファイルで提出する場合は、原本を自宅で保管してください（提出を求める場合があります）。